

山本博文監修「あなたの知らない茨城県の歴史」洋泉社 2012年11月21日刊を読む

茨城県はどのようにして成立した？

1. (1) 明治初年、現在の茨城県の県域に水戸藩を筆頭に 14 の藩領があり、仙台や前橋といった諸藩の領地や幕府直轄地、旗本領などが入り乱れていた。

(2) このうち幕府領と旗本領は政府に接收され直轄支配を受けることになる。
2. (1) 明治4年(1871)7月の廃藩置県によって、水戸・松岡・笠間・宍戸・下妻・下館・松川・石岡・土浦・志筑・麻生・牛久・龍ヶ崎・結城・古河の各県が誕生し、

(2) さらに4か月後の11月13日、これらの県の統廃合が行われた。
3. (1) この結果、北部に茨城県(水戸・松岡・笠間・宍戸・下妻・下館に若森県の一部)、

(2) 南部に新治県(松川・石岡・土浦・志筑・麻生・牛久・龍ヶ崎に若森県の一部、のちに千葉県となる多古・小見川・高岡など)

(3) 西部に印旛県(結城・古河、若森県の一部、のちに千葉県となる関宿・佐倉・葛飾・曾我野・生実など)が生まれる。

(4) 茨城県は水戸に、新治県は土浦に、印旛県では佐倉にそれぞれ県庁が置かれた。
4. (1) この三県のうち、印旛県は明治6年6月に木更津県と合併して千葉県となっている。

(2) さらに明治8年5月には新治県が廃止され、利根川を境界として千葉と茨城の両県に分割。

(3) これにより新治・筑波・信太・河内・行方・鹿島の諸郡が新治県から茨城県に編入され、千葉県からも猿島・結城・岡田・豊田・葛飾・相馬が茨城県に編入。

(4) この段階でほぼ現在の茨城県域が確定したのである。
5. (1) ちなみに「茨城県」という県名は、明治4年に茨城県が誕生した際、県庁が置かれた水戸が茨城郡にあったことから命名された。

(2) 茨城の名は養老6年(722)頃に成立した『常陸国風土記』にすでに登場している。

6. (1)地名の起源について『風土記』には、朝廷からこの地に派遣された黒坂^{くろさかのみこと}命が、命令に従わない「国巢^{くす}」と呼ばれる人びとの居住である穴蔵^{うぼら}に茨棘を仕掛けて殺したことに由来している。

(2)また黒坂命が「茨」で「城」を作り反乱勢力と戦ったためともいう。

(3)この古い地名が『風土記』の説話とともに脈々と地元を受け継がれ、明治の世に県名として復活を遂げたのである。

P.148 ~ 149

[コメント]

栃木・群馬・茨城の北関東3県の中で茨城県の占める地位は極めて大きい。茨城県はどのようにして成立したか。一つ一つの市や町の歴史は興味が尽きない。

— 2014年9月30日 林 明夫記 —